

国民年金加入の手続きとその後の流れ

1. 「国民年金資格取得届」を提出してください。

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は国民年金の被保険者となります。

20歳の誕生月の前月に日本年金機構からお送りする「国民年金資格取得届」に必要事項をご記入のうえ、お住まいの市（区）役所・町村役場またはお近くの年金事務所に提出してください。

2. 「年金手帳」が届きます。

将来にわたりお使いいただくものです。大切に保管してください。

3. 「国民年金保険料納付書」が届きます。

保険料は金融機関の窓口ほか、コンビニエンスストアでの納付や電子納付も可能です。

また、口座振替やクレジット納付もご利用いただけます。

◆学生の方には申請により在学中の保険料の納付が猶予される「[学生納付特例制度](#)」が設けられています。

学生納付特例制度

《対象となる方》

申請者本人の所得が一定以下（※）の学生の方

※申請者本人の前年（または前々年）の所得が次の計算式で計算した範囲内であることが必要です。

118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等

《対象となる期間》

4月（または20歳の誕生日前日の属する月）から翌年3月までの期間

◆平成26年4月以降に申請する場合は過去2年1ヵ月分の未納期間についてもさかのぼって申請できるようになります。

◆申請は毎年度必要です。

《申請手続き》

学生納付特例の申請用紙は[日本年金機構ホームページ](#)からプリントアウトいただけます。

記入例を参考にご記入のうえ、学生証の写とともに、お住まいの市（区）役所・町村役場へご提出ください。郵送でも手続きいただけます。

◆住所を変更された場合、前年（または前々年）の所得証明書の添付が必要となることがあります。

◆申請から2～3ヵ月後に承認または却下通知書をお送りします。なお、却下通知書が届いた際には保険料の納付をお願いします。

詳しくは[日本年金機構のホームページ](#)をご覧ください。市（区）役所・町村役場または年金事務所におたずねください。

学生納付特例の承認を受けた期間の取扱い

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間等（受給資格期間）が25年以上必要です。

学生納付特例の承認を受けた期間は受給資格期間として扱われますが、年金額には反映しないため保険料を納付した場合より年金額が少なくなります。

そこで、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることのできる[追納制度](#)が設けられています。

◆学生納付特例の承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は猶予されていたときの保険料に一定の加算額が加わります。

もしもの時の障害基礎年金・遺族基礎年金

年金は老後のためだけのものではありません。

病気や事故などにより、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に支給される[障害基礎年金](#)や[遺族基礎年金](#)があります。

その事故等が発生した月の前々月までの年金加入期間のうち、保険料納付済期間（学生納付特例の承認を受けた期間を含む）が3分の2以上ある場合またはその事故等が発生した月の前々月までの1年間に保険料の未納が無い場合に支給されます。

なお、学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた事故等による障害や死亡の際、これらの年金が支給されない場合がありますのでご注意ください。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金・遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)		○	○	×
老齢基礎年金	受給資格期間 への算入	○	○	×
	年金額への反映	○	×	×